

訪問介護重要事項説明書

< 年 月 日 現在 >

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

(1) 当事業所ご利用者さま相談・苦情担当

担当 田井 勇亮 電話 0120-29-9775
(午前9時～午後5時まで)

(2) その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口若しくは、京都府国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

・区市町村名 京都市

担当 京都推進室介護ケア推進課 電話 075-213-5871

・区市町村名 北区

担当 北区役所健康長寿推進課 電話 075-432-1364
高齢介護保険担当

・区市町村名 上京区

担当 上京区役所健康長寿推進課 電話 075-441-5106
高齢介護保険担当

・区市町村名 中京区

担当 中京区役所健康長寿推進課 電話 075-812-2566
高齢介護保険担当

・区市町村名 左京区

担当 左京区役所健康長寿推進課 電話 075-702-1069
高齢介護保険担当

・京都府国民健康保険団体連合会

担当 介護相談係 電話 075-354-9090

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	株式会社ケア・サポート 上高野事業所		
所在地	京都市左京区上高野隣好10番地		
介護保険指定番号 ・その他のサービス	訪問介護 総合事業	(京都府 2670100532 号)	
地域 *	左京区(鞍馬以北除く)、北区(中川以北を除く)、上京区		

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00	備考
平日・土・祭日	○	○	○	○	
日	○	○	○	○	

* 時間帯により料金が異なります。

3. サービス内容

(1) 身体介護

・食事介助 ・入浴介助 ・排泄介助 ・清拭 ・体位変換 等

(2) 生活援助

・買物 ・調理 ・掃除 ・洗濯 等

(3) その他のサービス

・介護相談 等

4. サービス提供体制

(1) 管理者

事業所の従事者の管理、及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護の提供にあたる者を1名配置しております。

(2) サービス提供責任者 7名以上(うち1人以上は常勤を配置する)

当該事業所の利用者数が40人又はその端数を増すごとに1名を配置。

- ・サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行います。

(3) 訪問介護員等(サービス提供責任者の人数含む)

常勤換算方法で10名以上配置しております。

- ・訪問介護員等は、訪問介護の提供にあたります。

5. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、訪問介護員1人当りのサービス提供に対し原則として下記基本料金(料金表)の1割です。

※平成30年8月から一定以上の所得がある方は、利用者負担が2割、3割となります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【 特定事業所料金表 】 - 基本料金・通常時間帯 -

	提供時間	20分未満	20分～ 30分未満	30分以上～1時間未満	1時間以上	1時間半以上
身体介護	介護報酬	1,915円	2,867円	4,558円	6,676円	7,639円
	1割負担	192円	287円	456円	668円	764円
	2割負担	383円	573円	912円	1,335円	1,528円
	3割負担	575円	860円	1,367円	2,003円	2,292円
生活援助	提供時間	20分～ 45分未満	45分以上	身体介護20分以上30分未満/生活援助20分以上45分未満		
	介護報酬	2,107円	2,589円	3,638円		
	1割負担	211円	259円	364円		
	2割負担	421円	518円	728円		
	3割負担	632円	777円	1,091円		

【 同一建物の利用者20人以上のサービスを行う場合料金表 】 - 基本料金・通常時間帯 -

	提供時間	20分未満	20分～ 30分未満	30分以上～1時間未満	1時間以上	1時間半以上
身体介護	介護報酬	1,723円	2,580円	4,102円	6,008円	6,875円
	1割負担	172円	258円	410円	601円	688円
	2割負担	345円	516円	820円	1,202円	1,375円
	3割負担	517円	774円	1,231円	1,802円	2,603円
生活援助	提供時間	20分～ 45分未満	45分以上	身体介護20分以上30分未満/生活援助20分以上45分未満		
	介護報酬	1,896円	2,322円	3,274円		
	1割負担	190円	232円	327円		
	2割負担	379円	464円	655円		
	3割負担	569円	697円	982円		

* 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。

* 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

* やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

* 上表の料金設定には【特定事業所加算Ⅱ(10%)】が加算されています。

(2) 加算等（加算等につきましても一定以上の所得がある方は、利用者負担が2、3割となります。）

【 初回加算 】

2,140円 初月につき

訪問介護計画を初めて作成した場合、また一定期間未利用の状態が継続し再びサービスを開始される場合に、サービス提供責任者が訪問介護サービスを自ら行う場合若しくは訪問介護員へ指導を行った場合の加算料金となります。

【 緊急時訪問介護加算 】

1,070円 1回につき

居宅サービス計画に位置付けられていないサービスをご利用者、ご家族、介護支援専門員等から緊急の要請を受けて行った場合、(1)の利用料に加算する料金となります。

【 特定事業所加算 II・V 】

(II)10%

(V)3%

1月の所定単位数

II・V）質の高い介護サービスを提供している事業所を評価する加算のことです。

特に、専門性の高い人員を配置し、介護度が高い利用者等にも積極的に介護サービスを提供している事業所を評価するもので、地域における介護サービスの向上を目的としています。

【 介護職員等処遇改善加算 I（Iロ） 】

28.7%

1月の所定単位数

対象範囲の拡大および加算率の見直しが行われ、介護従事者全般の処遇改善を図る仕組みが強化されています。

(3) 交通費

通常の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問介護員がおたずねするための実費が必要です。

実費とは、下記【交通費算出表】に定めるとおりいたします。

【 交通費算出表 】

距離(片道)	0km～10km未満	10kmを超える場合10km増すごとに
料金(往復)	200円	200円を追加

(4) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 電話 0120-29-9775)

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の24時間前までにご連絡がなかった場合	当該サービス1件当たり 1,200円

(5) その他

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付費が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日京都市の窓口に出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

6. 当事業所の運営方針

ご利用者及びご家族の不安を取り除き、安心の提供に努め、ご満足頂けるサービスを提供することを基本方針とします。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
主治医	
病院または診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

8. 事故発生時の対応方法

(1) 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに処置を施し、上記7. の緊急連絡先、必要に応じて、主治医、居宅介護支援事業者へ連絡致します。また、事故の内容について記録し、保険者へ所定報告用紙にて速やかに報告いたします。

(2) 損害賠償

事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

9. 秘密保持

事業所の訪問介護員及び事業所担当職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第3者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了後も同様です。事業所は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及び家族の個人情報を用いません。

10. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(2) 虐待の防止のための指針を整備します。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとします。

11. 当法人の概要

名称・法人種別	株式会社ケア・サポート
代表者役職・氏名	代表取締役 駒井 良
法人所在地・電話番号	京都市中京区麩屋町通竹屋町上る舟屋町423番地1 075-744-5020

事業所名	上高野事業所
------	--------

事業所数	訪問介護	1ヶ所
	介護予防訪問介護	1ヶ所
	介護予防・日常生活支援総合事業	1ヶ所
	連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1ヶ所

12. 関連法人の概要

なし

13. その他

第三者評価受診

前回受診日(2025年3月) 第三者評価サイトにより公表

評価機関名:京都府介護福祉士会

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

年 月 日

事業者

所在地 京都市左京区上高野隣好町10番地

名称 株式会社ケア・サポート 上高野事業所

説明者 氏名 印